選挙あるあるクイズ

問１　選挙で使われる投票用紙、実は普通の紙とは少し違います。何が違う？

①実はプラスチックでできている

②実は鉛筆でしか書けなくなっている

③実は水に溶かして処分できるようになっている

問２　得票数が同じ候補者がいる場合、当選人の決定方法は？

①決選投票をする

②くじ引きで決める

③もう一度選挙をする

問３　候補者が投票を依頼するためにしてはいけないことは？

①各家庭に電話をかける

②各家庭を訪問する

③葉書を送る

問４　政治家ができることは？

①選挙区内の友人が病気で入院したので、見舞金を持っていく

②正月に遊びに来た選挙区内に住む18歳の孫にお年玉をあげる

③選挙区内で行われるお祭りに、お酒の差し入れをする

問５　投票所に朝一番に来た人だけができることは？

①入場の時、テープカットをすることができる

②投票箱の中を見ることができる

③開票作業を見学することができる

裏面もあります

問６　次のうち、選挙運動として法律上認められていないものはどれ？

①選挙カーから名前を連呼する

②無作為に電話する

③名前入りのティッシュを街頭で配る

問７　参議院議員選挙を行うための国の予算はいくら？

①約５億円

②約５３億円

③約５３５億円

問８　A市に住むXさんは、３月にとなりのB市に引っ越しました。４月になってA市とB市の市長選挙があった場合、Xさんが投票できるのは？

①A市長選挙は投票できるが、B市長選挙は投票できない

②B市長選挙は投票できるが、A市長選挙は投票できない

③どちらの選挙も投票できない

問９　ある選挙に「佐藤A男」と「佐藤B子」が立候補しました。このとき、「さとう」とだけ書

いて投票された票はどうなる？

①「佐藤A男」と「佐藤B子」に半分ずつあん分される

②「佐藤A男」と「佐藤B子」の得票数に比例してあん分される

③無効票となる

問10　選挙の時に見るポスター掲示板。何枠作るかは、どうやって決める？

①選挙の種類ごとに法律で定められている

②選挙管理委員会が立候補者数を予想する

③前回の選挙の時の立候補者数にあわせる